

# 国や自治体との契約は、 いったん決まった価格でも、 最近の物価高を踏まえた再交渉が可能です



入札  
であっても  
OK

公共工事に限らず、ビルメンテナンス・警備・印刷等の役務契約や物品契約も対象です



交渉は  
公表資料  
でOK

🔍 価格交渉支援ツール

例えば、以下の価格交渉ツールで、原材料や労務費等のコスト上昇を説明できる交渉資料をオンラインで簡単に作成できます

- ・ 中小企業庁：価格交渉のノウハウがつまったハンドブック
- ・ 中小機構※：価格転嫁の交渉資料が作れる検討ツール（※独立行政法人 中小企業基盤整備機構）
- ・ 埼玉県価格交渉支援ツール：原材料費(1,422品目)や労務費（16業種×47都道府県）の推移を簡単に確認、グラフにできる支援ツールで、全国どこでも活用できて便利です

## 政府は、価格交渉・転嫁を強力に推進しています



ポイント①

自治体が価格転嫁に活用できる  
**交付税や交付金を国が自治体に交付します**



ポイント②

**政府方針として閣議決定し公表**

- ・ 価格交渉に誠実に対応します
- ・ 契約変更を迅速に検討します
- ・ 物価上昇分の予算を確保します



ポイント③

**国や自治体に官公需相談窓口を整備**



官公需相談窓口